

壮警町告示第43号

令和4年壮警町議会第2回臨時会を、次のとおり招集する。

令和4年7月15日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

- 1 期 日 令和4年7月21日
- 2 場 所 壮警町役場 大会議室
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
 - (2) 令和4年度壮警町一般会計補正予算(第5号)について

○応招議員（9名）

1番 菊 地 敏 法 君
3番 佐 藤 忖 君
5番 山 本 勲 君
7番 毛 利 爾 君
9番 長 内 伸 一 君

2番 松 本 勉 君
4番 加 藤 正 志 君
6番 真 鍋 盛 男 君
8番 森 太 郎 君

○不応招議員（0名）

令和４年壮瞥町議会第２回臨時会会議録

○議事日程（第１号）

令和４年７月２１日（木曜日） 午前１０時００分開会

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定について

日程第 ３ 議案第４０号ないし議案第４１号について

○出席議員（８名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤忞君	4番	加藤正志君
6番	真鍋盛男君	7番	毛利爾君
8番	森太郎君	9番	長内伸一君

○欠席議員（１名）

5番 山本勲君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君

会計管理者兼

小野寺寿勝君

税務会計課長

総務課長（兼）

庵匡君

企画財政課長

上名正樹君

企画財政課参事

市田喜芳君

住民福祉課長

阿部正一君

産業振興課長

木下薫君

商工観光課長

三松靖志君

建設課長

澤井智明君

生涯学習課長

河野圭君

選管書記長（兼）

庵匡君

農委事務局長

齋藤誠士君

監委事務局長（兼）

小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小林一也君

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和４年壮瞥町議会第２回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
４番 加藤正志君 ６番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日間と決しました。

◎議案第４０号ないし議案第４１号

○議長（長内伸一君） 日程第３、議案第４０号ないし議案第４１号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 令和４年第２回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第４０号及び議案第４１号の２件であります。その内容についてご説明いたします。

１ページ目を御覧ください。議案第４０号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条

第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

2 ページになります。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第4号）について。

令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額41億1,868万1,000円に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,901万1,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和4年6月15日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。6ページになります。教育費、中学校費、学校管理費で33万円の追加となります。中学校運営事業になりますが、壮瞥中学校敷地内からの雨水を排水している排水路からの漏水で法面の一部が崩壊したことにより、隣接する水田に土砂が流出し、水稻栽培に影響を及ぼすおそれがあるため、緊急的に法面の修繕を行うこととしたものであります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で33万円の追加となります。

3ページの第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲になりますので、説明は省略します。

7ページを御覧ください。議案第41号 令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第5号）について。

令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額41億1,901万1,000円に歳入歳出それぞれ3,609万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,510万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。12ページを御覧ください。民生費、児童福祉費、児童措置費では、財源の変更になりますが、保育所児童の副食費について、子育て世帯の経済的負担を少しでも和らげるため、児童28人分に対し月額4,500円の2分の1に相当する額に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するとともに、同額をその他の常設保育所保育料負担金現年分から減額する財源の整理を行うものであります。

新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症経済対策費で3,323万3,000円の追加となります。初めに、地域経済

活性化事業の特別旅費で 60 万円の追加となりますが、コロナ禍で休止されていた国際線の運航が徐々に再開され始めている中で、今後の海外観光客の確保に向けてそうべつ観光協会等と連携して海外プロモーションを実施するもので、東南アジアを対象としたトップセールスに必要な 3 名分の旅費を計上するものであります。

次に、緊急雇用対策事業になりますが、感染症の影響が長期化する中、離職等により就労機会を失った住民等を町が一時的に雇用することで就労機会を確保し、生活の安定を図るとともに、住民に対するきめ細やかな行政サービスを提供するため、2 名分の会計年度任用職員報酬 117 万 3,000 円及び費用弁償 12 万 8,000 円を計上するものであります。

次に、高齢者世帯等生活支援事業になりますが、コロナ禍で原油価格や物価の高騰に直面している住民税均等割非課税の高齢者世帯、障害者世帯に対し、経済的負担を少しでも和らげるため、1 世帯当たり 1 万円の給付金を支給するものであります。その内訳になりますが、通信運搬費で 10 万 1,000 円、金融機関の振込手数料で 17 万 6,000 円、400 世帯分の高齢者世帯等生活支援給付金 400 万円を計上するものであります。

次に、子育て世帯応援商品券配付事業になりますが、コロナ禍で原油価格や物価の高騰に直面している 18 歳以下の子供を養育する子育て世帯に対し、経済的負担を少しでも和らげるため、さらには地域経済の活性化を図るため、子供 1 人当たり 1 万円分の壮瞥町商工会商品券を配付するものであります。その内訳になりますが、18 歳以下の子供 310 人分の子育て世帯応援商品券で 310 万円、事務の推進に必要な消耗品費で 3 万円、通信運搬費で 7 万 9,000 円、壮瞥町商工会の手数料で 12 万 4,000 円を計上するものであります。

次に、物価高騰対策商品券配付事業になりますが、コロナ禍で原油価格や物価の高騰に直面している全世帯に対し、家計の経済的負担を少しでも和らげるため、さらには地域経済の活性化を図るため、1 世帯当たり 5,000 円分の壮瞥町商工会商品券を配布するものであります。その内訳になりますが、1,300 世帯分の物価高騰対策商品券で 650 万円、事務の推進に必要な消耗品費で 47 万円、印刷製本費で 3 万円、通信運搬費で 59 万 8,000 円、壮瞥町商工会の手数料で 26 万円を計上するものであります。

次に、医療機関等事業継続支援事業の医療機関等事業継続支援事業補助金で 90 万円の追加となりますが、コロナ禍で原油価格や物価の高騰に直面している医療機関、老人介護施設、障害者福祉施設の 9 事業者に対して、その負担を少しでも和らげ、事業継続を支援するため、1 事業者当たり 10 万円を交付するものであります。

次に、13 ページになります。中小企業等事業継続支援事業の中小企業等事業継続支援事業補助金で 900 万円の追加となりますが、コロナ禍で原油価格や物価の高騰に直面している町内中小企業等 110 事業者に対して、その負担を少しでも和らげ、事業継続を支援するため、壮瞥町商工会を通じて法人事業者に一律 10 万円、個人事業者に

一律 5 万円を交付するものであります。

次に、地域交通・運送事業者臨時支援事業の地域交通・運送事業者臨時支援事業補助金で 130 万円の追加となります。原油価格の高騰の影響を受けている町内のトラック、貸切りバス、タクシーを保有する事業者に対し、その負担を少しでも和らげ、事業継続を支援するため、壮瞥町商工会を通じてトラック等車両 60 台分について登録車両 1 台当たり 2 万円を交付するものであります。

次に、肥料等高騰緊急対策事業の肥料等高騰緊急対策事業補助金で 393 万 9,000 円の追加になります。原油価格や輸入原料価格の高騰に伴って化学肥料や飼料の価格上昇の影響を受けている町内の農業者に対し、営農活動を支援するため、化学肥料や飼料、堆肥購入費の一部を補助するものであります。

次に、子育て世帯臨時特別給付金支給事業（ひとり親世帯以外）になりますが、コロナ禍で食費等の物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯の経済的負担を少しでも和らげるため、住民税均等割非課税世帯等の児童 1 人当たり 1 万円の給付金を支給するものであります。その内訳になりますが、通信運搬費で 7,000 円、金融機関の振込手数料で 1 万 8,000 円、対象児童 70 人分の臨時特別給付金で 70 万円を計上するものであります。なお、本件につきましては国の低所得の子育て世帯に対する特別給付金の上乗せを北海道が独自に実施するもので、ひとり親世帯については北海道が直接支給することとなっております。

新型コロナウイルス感染症教育対策費で 286 万 1,000 円の追加となります。初めに、学校給食費負担軽減事業になりますが、コロナ禍で原油価格や物価の高騰に直面している子育て世帯に対して経済的負担を少しでも和らげるため、学校給食費の 2 分の 1 に相当する額を支援するものであります。その内訳になりますが、通信運搬費で 1 万 6,000 円、金融機関の振込手数料で 5 万 8,000 円、学校給食費保護者負担軽減補助金では就学援助受給者を除いた小学生 59 名、中学生 37 名分について 242 万 6,000 円を計上するものであります。

次に、学校給食安定供給事業の学校給食事業物価高騰分負担金で 36 万 1,000 円の追加となりますが、コロナ禍で原油価格や物価の高騰により食材費が値上がりする中で、栄養バランスや量を保ち、安定的な学校給食の提供を図るため、食材費の値上がり相当額についてだて歴史の杜食育センター運営経費に対する負担金を計上するものであります。

11 ページにお戻りいただきまして、歳入では、分担金及び負担金、負担金、民生費負担金で 75 万 6,000 円の減額となります。常設保育所保育料負担金現年分になりますが、保育所児童 28 人分の副食費について、子育て世帯の経済的負担を少しでも和らげるため、副食費月額 4,500 円の 2 分の 1 に相当する額に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

国庫支出金、国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で

2,939万円の追加となります。

道支出金、道補助金、民生費補助金で195万5,000円の追加となります。初めに、高齢者等生活支援事業費補助金で123万円の追加となりますが、北海道からの給付額の2分の1以内の額で示された配分額を計上するものであります。

次に、北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業費補助金（ひとり親世帯以外）で72万5,000円の追加となりますが、子育て世帯臨時特別給付金支給事業（ひとり親世帯以外）に北海道が定額で交付する補助金を計上するものであります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で550万5,000円の追加となります。

14ページからの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

8ページになりますが、第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、議案第40号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第41号 令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出について受けます。一般2ページ。

4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 私は、コロナウイルス感染症経済対策費の中の地域経済活性化事業、特別旅費ということで質問したいと思います。

これ初めに説明いただいておりますけれども、海外のほうを中心にトップセールスを考えているというふうに説明いただきましたけれども、海外、要するに東南アジ

アということでしょうけれども、その対象地域ってどの辺なのか、あとメンバー、3名という予算計上されておりますけれども、その3名のもしよければ対象者のお名前等を聞かせていただければありがたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

2点ご質問を頂戴しまして、まず海外のセールスの方面ということでございますが、ご指摘のとおり東南アジアを想定しております、コロナ以前に最も訪問客が多かった台湾、あるいは韓国、こういったところを想定してございます。

次に、2点目の3名の氏名をとということなのですけれども、名前のほうはまだ人選が決まっておりますので、ご承認いただいた後に検討させていただきますが、町長をはじめとするトップセールスということで随行職員を町職員で2名つけて実施したいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） ありがとうございます。

今東南アジア、台湾、韓国というふうな説明ありましたけれども、実際なら今コロナ感染症増加しております。そんな中で、例えば受入れ態勢の対応とかそういったものも今後必要かという部分も含めて、この辺の海外、要するに東南アジアという部分におきまして見直し、検討というものも考えてはいかがかと思ったりもしますし、落ち着いてからでも、例えばちょっと目線を変えて国内を需要を増加させるような、そういう取組もひとつ考えてみたらいかがかと思っておりますけれども、その辺についての何か考えがありましたらお伺いしておきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、日々日本国内においてはコロナの感染者数が増加に転じておりまして、即座にトップセールスを行う状況には現在のところはないのかなとは認識しております。これはリスク管理という点もございまして、この辺りは慎重に実施できる時期を見極めながら、また効果的なものになりますように検討してまいりたいと思っております。

それと、受入れ態勢のご質問が出ましたが、今国の方針といたしまして添乗員つきの団体ツアーに限定いたしまして、コロナの感染を管理する形でのツアーに対して1日に国内の入国の人数を限定して受け入れていると。国の方針がそういう状況でございますが、これがもし今後変わるようなことになっていけば当町としてもこれは対応せざるを得なくなるだろうと思っております。このままコロナがしょうけつの一途をたどるような状況になりました場合は、今ご提案のございましたような国内ないしは完全に管理された現地の旅行会社の招聘とか、いろんな対応を検討していかなければいけな

いのかなというふうに認識してございます。いずれにいたしましても、安全第一、不安のないような形でより効果的な事業を実施できるように努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 右側の説明の8番、高齢世帯等生活支援事業の取組について異議はありませんが、先ほどの提案説明を聞いておりますと住民税非課税世帯の高齢世帯と、もう一つは障害者世帯の皆さんの世帯にそれぞれ1万円を給付するという説明がありました。そこで、高齢者関係は何世帯で障害者世帯は何世帯で400万円を計上しているのかということです、1点目は。

それから、高齢世帯の中でも独居世帯というところと複数で、夫婦での高齢世帯もいらっしゃると思います。それぞれ予算計上している中でそのように分けた場合に独居高齢者は何世帯ぐらいあるのか、また高齢世帯は何世帯あるのか、もしもお手元に資料があれば説明を求めたいと思います。また、この事業はいつ頃までに終了する予定で今後取り組んでいく考えかについても伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

高齢者世帯と障害者世帯ということだったのですが、まず住民税非課税の高齢者がいる世帯につきましては、今のところは380世帯見込んでいます。また、障害者がいる世帯というのは約20世帯ということになっております。それで、今回は独居とか老夫婦だとかということではなくて、高齢者がいる世帯であれば該当になります。1世帯当たり1万円となっております。障害者も同じです。ただ、高齢者と障害者がいるからといって倍になるということではなくて、1万円は1万円なのですけれども、そういうことになっております。

それで、ご質問にあった高齢者世帯のみ、独居世帯のみということなのですが、今手元に資料がなくて分からない状況で申し訳ないですけれども、後ほど調べたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、実施時期なのですけれども、この事業は9月頃を予定をしております、実は住民福祉課の事業が重なっております順番に計画的に行っていきたいということもありまして、一応9月中には終えるようなスケジュールで進めたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今ので分かりましたが、高齢者のいる世帯、例えば50代の夫婦のところに75歳の高齢者がいると、その世帯も対象になるという理解してよろしいですか。その辺について確認したいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今佐藤議員おっしゃられたとおり、あくまでも住民税均等非課税世帯であって、例えば高齢者がいて 50 歳代の夫婦と 4 人家族、5 人家族とかという場合もあると思うのですけれども、そういう場合でも高齢者がいれば対象というふうになりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2 ページ、ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 3 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 41 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 5 号）については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 4 年壮瞥町議会第 2 回臨時会を閉会いたします。

(午前 10 時 28 分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員